

小豆島町「島暮らし」移住体験サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、移住希望者が「島暮らし体験」を行った際の宿泊費及び交通費を予算の範囲内で補助することにより、町内への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 県外に居住し、町内への移住を検討している者をいう。
- (2) 島暮らし体験 町内への移住のため、町内での生活体験、情報収集、地域の担い手となる活動等を行うことを目的として、一時的に滞在することをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法に基づく許可または住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている宿泊施設をいう。
- (4) 同行者 原則として、移住希望者の「島暮らし体験」に同行する同一世帯に属する者をいう。ただし、移住希望者に該当しない者を除く。
- (5) 移住相談 町又は町が移住・定住促進対策事業を委託する事業者が参加する移住フェア又は移住セミナーに参加し、移住に関する相談を行うことをいう。

(補助対象活動)

第3条 この補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住希望者が、第7条の定める交付の申請（以下「交付申請」という。）前に移住相談を行い、かつ、町が認める「島暮らし体験」を行うこと。
- (2) 移住希望者が、町内での住まい探し、仕事探し、移住に関する相談・体験又は生活環境の確認等を行うこと。
- (3) 町内の宿泊施設を利用すること。
- (4) 国や県補助金等が交付されている活動でないこと。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する移住希望者とする。

- (1) 交付申請日において県外に居住していること。
- (2) 交付申請日において移住相談を行った日から2年以内であること。
- (3) 観光、転勤、出張、出向、研修等による滞在でないこと。
- (4) 交付申請を行う年度内に、この告示による補助金の交付を受けていないこと、かつ、同行者として補助対象活動に含まれていないこと。
- (5) 町税その他の町に納付すべき金銭の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとお

りとする。

(1) 宿泊費 補助対象者及び同行者が、町内の宿泊施設に宿泊した際の宿泊費。なお、1回の交付申請につき補助対象者と同行者を合わせて5人、かつ7泊分までを対象とする。ただし、1泊あたり1泊2食付き（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）の料金とし、追加の料理、酒類及びサービス料金等は含まないものとする。

(2) 交通費 補助対象者及び同行者が、前号の補助対象経費となる宿泊のために利用した小豆島に着岸するフェリーの片道分の運賃。なお、1回の交付申請につき補助対象者と同行者を合わせて5人分までを対象とする。ただし、前号に規定する宿泊費が発生しない場合の交通費は対象としないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる各号の合計額とする。

(1) 補助対象経費となる宿泊費の合計額の2分の1の額と6,000円に補助対象者と同行者の人数及び宿泊日数を乗じた額のどちらか低い額。

(2) 補助対象経費となる交通費の実費の額。ただし、6,000円に補助対象者と同行者の人数及び宿泊日数を乗じた額より前号の補助金額を除いた額を上限する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小豆島町「島暮らし」移住体験サポート事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、活動の完了日から30日を経過した日までに町長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると町長が認める場合にあっては、この限りではない。

(1) 申請者及び同行者の現住所を証する書類の写し

(2) 補助対象経費の内訳がわかる書類及び領収書等の写し

(3) 活動した内容が分かるもの

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、併せて補助金の額を確定し、小豆島町「島暮らし」移住体験サポート事業補助金交付（不交付）決定及び額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 補助金の交付条件に違反があったとき。

(2) 虚偽の申請等その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助活動の実施にあたり、関係法令等に違反があったとき。

(4) 上記のほか、この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、小豆島町「島暮らし」移住体験サポート事業補助金交付取消決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、小豆島町単独町費補助要綱（平成18年告示第2号）によるほか、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。